**指定給水装置工事事業者更新の注意点について**

**貴事業者様は今年度更新の対象となります。**

『指定給水装置工事事業者更新の注意点について』をご確認いただき、別添申請書等に必要事項を記入し期限までに提出をお願いします。申請書等についてはホームページにも掲載しています。

　また、更新については現在の指定内容に基づいて行うものとされているため、更新時に変更等は一切できない法改正となっています。指定内容と相違している内容等がありましたら早急に変更申請してください。

１．更新手続きについて

更新手続きについては、ほぼ新規申請と同内容の提出書類となっています。

また、更新申請を提出する場合は、同封のチェックシートも一緒に提出してください。

◆提出書類等は次の①～⑦です。

①指定給水装置工事事業者更新にかかるチェックシート

②様式第１号　指定給水装置工事事業者指定申請書

※表面の『事業の範囲』が定款・登記事項証明書に記載されている場合は、「定款に記載のとおり」「登記事項証明書に記載のとおり」と記載して差し支えありません。

③様式第１号別表　機械器具調書

・金切りのこ、その他の管の切断用の機械器具

・やすり、パイプねじ切り器、その他の管の加工用の機械器具

・トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具

・水圧テストポンプ

　　　※上記の項目があるか、機械器具の写真も添付してください。

④様式第2号　誓約書

⑤指定給水装置工事事業者確認票

上記確認票は、指定工事事業者の業務内容を把握し、水道利用者への情報提供ができるように指定工事事業者の情報の充実を図ること。また、主任技術者の研修実績や技術向上のための講習受講確認、励行を目的とした確認票となっています。

※**研修受講実績について、外部機関（ｅラーニング、現地研修会等）の研修を受講した場合は、受講を証明する書類（受講者証）の写しを添付してください。また、社内研修等で終了証がない場合でも、確認票には記入してください。**

**※技能を有する者の状況については、保有している資格を証明する書類（資格証等）の写しを添付してください。**

なお、この確認票については、全ての項目に公表の欄がありますが、ホームページ等

に全てを公表するのではなく、この中から必要事項のみを公表し、それ以外については

水道利用者に聞かれたら答える程度と考えています。

⑥添付書類

・法人は「定款及び登記事項証明書」、個人は「住民票の写し」

・給水装置工事主任技術者の免状または主任技術者証の写し

・現在発行の南国市指定給水装置工事事業者証（以下「指定証」という。）の写し

　⑦納付書（更新手数料）

同封した納付書を持参し、更新申請時に納入をお願いします。

※更新申請時、既に銀行等で納入されている場合は、納付書（写し）の持参をお願

いします。

**※記載事項に不備がないか確認し、チェックシートのチェック欄に記入してから提出**

**してください。**

２．書類の提出方法について

**更新書類の提出は、南国市上下水道局窓口での対応とさせて頂きます。**

諸事情により来庁できない場合は、郵送申請も受け付けますが、事前連絡をし、返信用封筒を同封して送付してください。

更新手数料の納入確認は支払済納付書写しを持参または郵送してください。

３．更新手数料について

更新手数料：５，０００円

手数料は、通知文書に納付書を同封していますので期限までに納入してください。

**※書類の不備や更新が妥当でないと判断され更新できなかった場合でも、更新確認作業に対する事務手数料としていますので返金等は致しません。**

４．指定内容に変更があった場合について

更新申請については、現在の指定内容に基づき行うため、更新時に代表者名、役員名、主任技術者などが従前の内容と違っている場合は、指定内容の変更が反映されたのちの受付となります。この場合は、更新書類を返却しますので、先に変更申請書を作成し承認・決裁を受けてください。同時申請は受付いたしません。

変更申請についての提出書類は、変更内容によって変わりますので、『南国市指定給

水装置工事事業者規則第７条（変更等の届出）』で確認してください。

※指定内容の変更届けは、水道法第25条の７及び水道法施行規則第34条に基づき、事由発生後３０日以内に水道事業者へ届け出が必要です。

５．更新完了の通知・連絡について

**更新完了の通知及び連絡については行いません**。

令和２年８月21日（一次受付締切）までに申請された場合は、令和２年10月１日には新しい指定証が作成できていますので、10月１日以降に「旧指定証」を持参または郵送してください。

※郵送の場合は、返信用封筒として角２封筒を同封してください。

一次受付締切以降に更新書類を提出、または更新手数料を納入されていない場合は、10月１日に新指定証ができていない場合もありますので、電話等で確認してから来庁または郵送をお願いします。

６．更新対象者

平成10年４月１日から平成11年３月31日までに南国市より指定を受けた給水装置

工事事業者。※現在休止している指定給水装置工事事業者も対象です

７．指定の失効について

更新制度の導入により、指定の有効期間内に更新しなければ、指定給水装置工事事業者としての効力を失い、南国市内での給水装置工事をすることができなくなります。

失効した場合は、南国市の指定工事事業者一覧から情報を削除します。失効前に更新

通知文書を送付しているため、失効したことの通知等は致しません。また、更新通知が

宛て先不明で返送された場合も、不明業者の追跡調査等は行いませんので事業所等を変更した場合は、早急に届け出をしてください。

　　※更新通知の一次受付は、有効期限間近に更新申請が集中し、事務処理に支障をきたさ

ないため設定しているもので、**有効期限（令和２年９月29日）までに更新手続きが完了すれば、更新することができます。**

**※有効期限が迫って提出し、指定台帳と相違している場合でも申請書類は一度返却し**

**ますので、変更内容によっては更新が間に合わず失効する場合があります。**

**※更新手続きは、更新期間内に余裕をもって対応してください**。

◆指定を失効した場合について

指定の失効に気づかず給水装置工事を行った場合

〈失効前に契約・工事申請している場合〉

失効前に契約が成立しているため、施工から完了まで工事をしても罰則の対象とはならない。

〈失効後に契約・工事申請した場合〉

　　　過料及び一定期間、南国市の指定登録ができないなどの罰則対象となります。

８．その他の事項について

更新申請については、水道法及び水道法施行規則、南国市指定給水装置工事事業者規

則などを確認していただき、法令に沿った申請をお願いします。

ご不明な点等ありましたら、下記まで問い合わせをお願いします。

【お問い合わせ】

南国市上下水道局給水係

Tel：088-863-1235

Fax：088-863-7663